

08年3月市議会質問(案)

08年3月18日(火)

5番 日本共産党 福間健治

日本共産党の福間健治です。通告に基づき順次質問します。

まず、後期高齢者医療制度についてです。

4月1日から、後期高齢者医療制度の実施が目前と迫ってきました。しかし同制度について「内容の説明のないままでの実施は、性急すぎる」「保険料はいくらになるのか。なぜ年金天引きなのか」、内容を知った市民からは「姥捨て山の制度だ」「年寄りも棺桶をならべて、まっておけ」という、ひどいものなど、怒りが渦巻いています。

国会には、地方自治体から制度の見直し・中止を求める決議・意見書が次々の上がっていますし、署名も350万を超えています。また野党4党は、2月28日に後期高齢者医療制度の廃止法案を衆議院に提出しています。

これは、医療費削減を最大のねらいとしたものであり、75才という年齢で、世界に例のない差別医療をおこなおうとしているからにはほかなりません。国民世論を踏まえるなら、4月からの実施は中止すべきであります。

そこで、以下4点について質問します。

まず、制度周知のための説明会などについてです。

第1は、後期高齢者医療制度が4月1日から実施が目前と迫っているにもかかわらず、私のところには、「自分の保険料はどうなるのか」「主人が78才で後期高齢者に移行するが、私は72才だが、私の国保税はどうなるのか」「70才の障害2級の姉に後期高齢者医療には入りますかどうかの通知がきたがどうすればいいのか」など、たくさんの問い合わせがありました。これは制度の周知が徹底していない表れです。

そこで質問ですが、1、さる2月13日、我が党市議団が、当事者である後期高齢者

医療対象者や支援金負担が生じる現役世代の方々に対し、校区単位や関係団体への説明会の実施をもとめたが、その後どのように具体化されたのか、見解を求めます。第2は、65才以上～75才以下の障がい者の加入の選択制について、どのように周知のための説明をされてきたのか。2点について見解を求めます。

第2、医療内容についてです。

さる2月13日には、中央社会保険医療協議会(中医協、厚生労働相の諮問機関)が後期高齢者医療制度の診療報酬の答申をしました。内容は1、高齢者担当医を一医療機関に限定 2、検査、画像診断、処置、医学管理すべて含んで月額6000円と「後期高齢者診察料」に定額制の導入 3、入院・終末期医療では、退院を迫る政策誘導などの方向を明らかにしています。この診療報酬答申は、高齢者の病院追い出し、差別医療を拡大させ、皆保険制度をなし崩しにするものと考えるが、見解を求めます。

第3は、鍼灸マッサージの取り扱いです。

これまでの国保加入者は、75才以上であっても、年48回利用できました。後期高齢者医療制度に移行することにより、最高で年12回にするとしています。医療差別のうえ、鍼灸マッサージのサービスも削減することは到底納得できるものではありません。鍼灸師からは「高齢者の特性から医療的効果がある。鍼灸治療の方が医療費の節約になる。これまでどおり使えるように働きかけてほしい」との要望もいただいています。

そこで質問ですが、国保運営協議会での説明がなかったのか。議会の議決もしていないのに、なぜ市報に記載されているのか。従来通り措置すべきではありませんか。見解を求めます。

第4は、県への支援についてです。

後期高齢者医療制度が県下の高齢者の施策であるにもかかわらず、県の負担は定率負担のみ、職員の派遣なし、事務処理は市町村まかせ、県政の責任を果たすべきで

す。運営するための支援として、低所得者への減免措置や十分な特定検診・特定保健指導を行うための予算措置、職員の派遣や事務所の借り上げ料金など、応分の負担を求めていくべきではないでしょうか。見解を求めます。

次に、議第27号、大分市国民健康保険税条例の一部改正などについてです。

大分市は、累積赤字の解消、後期高齢者医療制度の創設にともなう制度改正に合わせ、今議会に国保税の値上げ案を上程しています。

これによれば、国保税医療分は、国保加入者の75以上が後期高齢者に移行するために老人医療拠出金減などのため、一人当たり約15、759円減額され、また最高限度額も56万から47万円に引き下げとなります。

しかし、後期高齢者医療支援金として、一人当たり19、423円（最高限度額12万円）が新たに徴収されることとなります。

また、第2号介護保険料(40才～64才)一人当たり課税額は、18、957円から20、714円に、1、757円(9・3%)の引き上げとなります。

今回の改正にあたり2年間で医療分に2億1千万円、介護分に9千万円、一般会計から繰り入れをしていますが、それでも国保加入者の負担は耐え難いものです。

市民生活は、庶民増税と社会保障改悪による負担増、石油製品・穀物価格の高騰で暮らしは益々深刻となっています。そのうえ国保税の値上げは家計を直撃します。また国保税値上げは滞納者を加速させ、短期保険証や資格証明書の発行によって受診権を奪いかねない事態の進行が懸念されます。

そこで質問しますが、1、一般会計からのくり入れの増額や国・県の支援も求め、値上げは中止及び値上げ幅を抑える対策をおこなうべきです。2、国保から後期高齢者医療制度に移行する家族の世帯は保険が別居することになります。激変緩和策はもっと拡充すべきであります。以上2点について見解を求めます。

国保・後期高齢者医療制度に共通する問題として、1、年金天引きについては、低

所得者は選択制を導入すべきです。また短期保険証や資格証明書の発行は、受診権の侵害とならないように最小限にとどめるべきです、見解を求めます。

次に、生活保護行政についてです。

ご承知のように、政府は、08年度予算編成において、老齢加算の全廃、母子加算の段階的廃止に続き、生活保護基準の引き下げを打ち出しました。

しかし、日本弁護士会の「安易かつ抽速な生活保護基準の引き下げに反対する」会長声明(07年12月4日)、また政府が生活保護基準引き下げの根拠にしようとしている「生活扶助基準に関する検討会」委員5名は、連名で「生活扶助基準額の引き下げについては、慎重であるべき」との考え方が全委員の総意により、確認された(07年12月11日)との声明、そして広範な国民の世論の前に08年度予算での生活保護基準の引き下げを撤回しました。

生活保護基準は、憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」の基準であって、国民の生存権保障の水準を決める重要な基準です。また現に生活保護を利用している人の生活レベルを低下させるにとどまりません。最近厚生労働省は通院移送費の打ち切り・制限強化を発表しましたが、とんでもない話です。

生活保護基準は、地方税の非課税基準、国保税や介護保険料などの減免基準、公立高校授業料の免除基準や就学援助適用基準などにも連動しており、市民生活全体にもおおきな影響を与えます。生活保護基準の引き下げは、憲法25条を蹂躪する許し難いものであり、絶対に容認できません。

そこで質問ですが、1、市民生活にかかせない、税制、福祉、教育などで生活保護基準をめあすにした、条例や規則・要綱はどれだけあるのでしょうか。こうした施策で救済されている市民は、おおむねどの程度いるのでしょうか。

2、憲法25条を蹂躪し、貧困と格差をいっそう拡大する要因となる生活保護基準の

引き下げをやめること。通院移送費の打ち切り・制限強化を撤回することを政府に要求すること。以上2点について見解を求めます。

最後に、学校選択制についてです。

私は、1月20日・21日の両日、すでに平成17年度から、九州の県都で唯一、全市で「隣接校学校選択制」を実施している長崎市の現状について視察してまいりました。また中学校PTA会長など関係者から直接お話を聞く機会をもっていただきました。

特徴は1・周知期間を3年間とっていること。2、受け入れ定員枠はもうけているものの、基本的には希望者は全員うけいれていること。でした。

その結果、この3年間で、定員減の学校は、山手の学校に集中し、小学校では、新入生がなく、今年度入学式のできなかつたところが2校あつたこと。定員減となつた中学校では、野球部、バレー部が廃部となつていること。今年度サッカー部もなくなるのではないかとの風評がとびかつていること。運動会では、生徒が行事運営の担当になつているため、生徒席には生徒がだれもいない現状がおこつていること。長崎市で2番目に新しい中学校では、3年間で3分の2の生徒が減り、各学年1クラスで、教室はがらがらでした。定員増の学校では、部活にはいつたが、人数が多すぎて思うように練習ができないなどの弊害もおこつていること。また地域とのつながりでは、子どもが違ふ学校に行くことで疎遠になつていること。学校のPTAの参加は、地域と違ふ学校なのでという理由で、役員づくりに苦勞していること。さらに、通学は原則徒歩としているものの、通学は親の車での送り迎えは常態化し、親の都合で遅刻などが問題となつていること。などでした。大分市の今後の姿が見え隠れしてきた視察でした。

そこで質問ですが、教育長は、教育の基本方針として「こどもは地域で育てていくもの」常々語つていますが、隣接校学校選択制の試行や本格実施は、教育長の基本姿勢とは矛盾するのではないのでしょうか。見解を求め、初回の質問を終わります。